

2 平成20年度税制改正により耐用年数を変更した資産の評価額

平成20年の税制改正において、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（耐用年数省令）の一部改正があり、「機械及び装置」を中心に減価償却資産の耐用年数表が変更されました。

耐用年数省令の改正により耐用年数を変更した資産は、平成21年度の評価額から改正後の耐用年数に応じた減価残存率を適用して算出します。

取得当初から耐用年数を修正する計算と異なりますのでご注意ください。

※ 省令改正による耐用年数変更を適用する資産の記載方法については P.14～17

3 税額の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準額} \\ \hline \text{(1,000円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \text{1.4\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税額} \\ \hline \text{(100円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array}$$

課税標準額は、各資産の評価額を資産が所在する区ごとに合計した額（決定価格）です。



免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。

※注意 区ごとに判定致します。申告書は必ず区ごとに作成してください。

[税額の計算例（概算）]

一般方式で申告される場合には、評価計算は新潟市で行いますので、算出する必要はありません。

電算処理方式で申告される場合には、各資産ごとに評価額の算出をお願いいたします。（申告の方法については P.10～11）

資産の名称	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和2年度評価額
アスファルト舗装	元年9月	3,200,000円	10年	0.206	3,200,000円 × (1-0.206 × 1/2) = 2,870,400円 (2年度評価額)
クリーニング設備 ※平成20年度税制改正により耐用年数を変更	19年11月	620,000円	13年 (改正前 7年)	0.162 (改正前 0.280)	620,000円 × (1-0.280 × 1/2) = 533,200円 (20年度評価額) 533,200円 × (1-0.162) = 446,821円 (21年度評価額) → 以降 前年度評価額 × (1-0.162) 76,305円 (31年度評価額) × (1-0.162) = 63,943円 (2年度評価額)
ルームエアコン	30年11月	300,000円	6年	0.319	300,000円 × (1-0.319 × 1/2) = 252,000円 (31年度評価額) 252,000円 × (1-0.319) = 171,612円 (2年度評価額)
合 計 (令和2年度決定価格)					3,105,955円

評価額の合計 = 決定価格 = 課税標準額 (課税標準の特例適用を受けない資産がない場合)

課税標準額 (1,000円未満切り捨て) 税率 税額 (100円未満切り捨て)

$$3,105,000 \text{ 円} \times 1.4\% = 43,400 \text{ 円}$$

※土地・家屋を所有されている場合は、各々の課税標準額を合算後1,000円未満を切り捨てます。